

【諮問第37号】

9 川 公 審 第 1 0 号
平成10年1月19日

川崎市長 高橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 藤 原 淳一郎

公文書閲覧等請求に対する一部公開処分に関する異議申立てについて（答申）

平成7年5月16日付け7川土交第7号の2をもって諮問のありました「川崎縦貫道路上部空間利用整備計画調査報告書の閲覧等請求一部公開処分の件」について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

(1) 請求公文書のうち、「はじめに」及び目次、1頁ないし3頁、5頁、6頁、11頁ないし14頁、17頁、18頁、20頁ないし22頁、24頁、29頁、30頁ないし33頁、36頁、37頁、43頁ないし53頁、56頁は公開すべきである。

(2) 請求公文書のうち、下記の頁については以下のとおり部分公開することが妥当である。

ア 4頁については、表のうち支障規模、残地面積の数値のみ非公開とし、その余を公開すべきである。(地権者名、従前敷地面積は公開とし、その余の部分も数値以外の表題は公開するものとする。以下支障規模、残地面積の数値のみ非公開とする場合の公開部分については、4頁と同様に、表題、地権者名、従前敷地面積は公開するが、その旨を逐一記載することは省略し、「支障規模、残地面積の数値のみ非公開」と記載する。)

イ 7頁については、見出し2行と、 の見出し、表1-1の「支障規模」「計」「買収規模」「再建規模」「合計(支障範囲)」以外の部分、図1-7の見出しと凡例を公開する他は非公開とすべきである。

ウ 8頁は表題と頁数の他は非公開とすべきである。

エ 9頁は ないし に続く文章及び地図中に四角で囲った文章を非公開とし、その他の部分は公開すべきである。

オ 10頁はIMNOの各計画条件の記載のみ非公開とし、その他の部分は公開すべきである。

カ 15頁は、左側 の小見出しの下(8行目)から13行目まで、右側(3)の下(空白の行を数えず8行目から11行目)を非公開とし、他は公開すべきである。

キ 16頁は3行目4行目を非公開とし、その他は公開すべきである。

ク 19頁は左側枠外文字の3行目のみ非公開とし、その他は公開すべきである。

ケ 23頁は2行目以下の本文、及び支障規模、残地面積の数値、図2-4中の 企業名を非公開とし、その他は公開すべきである(ア参照)。

コ 25頁は図2-6全部と、図2-7の表題と凡例を公開すべきであり、その他は非公開とすべきである。

サ 26頁は本文中下から2行目の数値と表2-1の数値、図2-8については標題の『残地活用による一体整備イメージ』と凡例部分を除いたその余の部分非公開とし、その他の本文と、表2-1の中の表題、単位は公開すべきである。

シ 27頁の図2-9については標題の「小杉ランプ整備に合わせた面的整備イメージ」のみを公開し、支障する工場用地等の先買候補地 については、表題と凡例のみ公開し、図は非公開とし、表2-2は数値のみ非公開としてその余を公開し、その余は公開すべきである。

ス 28頁は左側下から3行目「…ため、」の次の文及び次の行を非公開とし、図2-11については標題の『平面併設案の整備イメージ』と凡例部分を除いたその余の部分非公開とし、その他は公開すべきである。

セ 34頁の図3-3、図3-4は公開し、地権者別支障状況 の表のうち支障規模、残地面積の数値のみ非公開とし、その余を公開すべきである。

ソ 35頁は の企業名及び の企業名のみ非公開とし、その余を公開すべきである。

タ 38頁の4行目から8行目、12行目、13行目、表3-1の数値、本文中の数値、図3-9については標題の「武田薬品工業の支障状況と問題・課題」と凡例部分を除いたその余の部分非公開とし、その他は公開すべきである。

チ 42頁は、表3-3の数値のみ非公開とし、その他は公開すべきである。

ツ 54頁は、4行目から10行目、12行目から14行目(いずれも空白の行は数えない。)を非公開とし、その他は公開すべきである。

テ 55頁は の項目に対する「結果の概要」欄記載の数値を非公開とし、その他は公開すべきである。

ト 57頁は面積の数値のみ非公開とし、その他は公開すべきである。

2 請求公文書及び非公開部分

(1) 請求公文書

川崎縦貫道路上部空間利用整備計画調査報告書(平成6年3月) (以下「本件文書」という。)

(2) 非公開とした部分

公開済みの39頁ないし41頁、58頁ないし62頁全部と、目次、1頁、2頁の一部以外の頁

3 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成7年2月10日川崎市情報公開条例(昭和59年川崎市条例第3号。以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、本件文書の全部につき公文書の写しの交付の請求をしたが、実施機関である川崎市長(以下「実施機関」という。)は、平成7年3月3日本件文書は条例7条1項3号ア及びウと同項2号に該当するとして、その一部を非公開とする処分とした。

(2) 異議申立人は、前項の処分を不服として、同年5月1日付けで条例14条1項に基づき、前項の各処分の取消しを求めて異議申立てを行った。

(3) 当審査会は、平成7年5月16日付けで諮問を受け、同年6月16日付けで実施機関から非公開理由説明書の提出を受け、同年7月18日付けで異議申立人より意見書の提出を受け、平成8年2月3日及び同年11月9日実施機関から事情聴取を行い、同年2月3日、異議申立人及び補佐人から口頭による意見を聴いた。

さらに審議の過程で審査会にとって不明な点に関して追加的に平成9年に数次の事情聴取を行った(本審査会諮問第37号)。

なお、川崎縦貫道路周辺地区整備計画調査報告書(平成6年3月)に対しても不服申立人は本件と同じ日に公文書閲覧等請求を行い、本件と同じ理由で一部非公開処分を受け、同じ日に異議申立てを行い、諮問された(本審査会諮問第36号)ため、本件と同じ日に事情聴取し口頭意見陳述を行うなど、審査手続を併合して進めたことを付け加える。

(4) 異議申立人の主張要旨

ア 条例はその前文で、実施機関が行う公文書公開制度につき、「日本国憲法が保障する基本的人権としての知る権利を実効的に保障することが市政への市民参加の推進と市民の信頼の確保を図り、公正かつ民主的な市政を確立するうえにおいて不可欠の前提である。」との基本的な考え方を示しており、市民の公文書閲覧請求権は単に条例上付与されたものにとどまらない憲法上の権利であることを明確にしている。したがって、関係住民は、この計画の策定段階から決定段階までのすべての段階に対して係わる権利をもっているはずである。

このような計画は、計画が決定ないしは確定された場合、その変更、撤回は著しく困難である。未成熟な段階での公開が絶対に必要であり、この段階から住民の意見を聴きながら計画を策定すべきである。

イ 実施機関は平成4年秋に、川崎縦貫道路（以下「縦貫道」という。）2期の「都市計画案」決定以前の「素案」を住民の意見を聴くためとして「説明（公開）」したが、その際、インターチェンジ及び出入路の「周辺地区整備計画」や「上部空間利用整備計画」があるということの説明はなされなかった。しかし、これらの整備計画はルート及びインターチェンジ・出入路計画の一部であるから、右素案に含まれるものであり、本来は縦貫2期計画のルート及びインターチェンジ・出入路計画とあわせて公開されるべきものである。

ウ 住民の知る権利は最大限に保障されるべきである。したがって、実施機関は「理由説明書」で「地権者からの要望に対応する整備計画等に関して」といつているが、沿線住民は調査を受けておらず、どのような「地権者」がどのような「要望」を出したのか明らかにすべきである。また、「特定企業の経営方針」に関する情報まで非公開としているが、高速縦貫道や、周辺整備、上部空間利用のように多数の住民や地域全体に大きな影響を及ぼす計画に関して、特定企業の経営方針が、住民の知る権利を阻害してまで保護されるということはあってはならないことである。

エ 実施機関は、関係住民から意見を聴くためにも本件文書において、縦貫2期計画のインターチェンジ及び出入路建設予定地の何処が調査されたのかを明らかにすべきであり、そのためには本件文書はすべて公開されるべきものである。非公開が殆どという原決定は、「計画案」作りを住民の意見を聴きながら行うという実施機関の方針と矛盾するものである。

オ 条例7条1項3号ア（意思決定過程情報）該当性について

意思決定過程の情報が非公開とされるためには、「公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれ」がなければならないが、「著しい支障」とは客観的にかつその著しい危険の高度の蓋然性が存在しなければならないものと解すべきであり、本件文書非公開はいずれもこの基準には該当しないものと考えられるので、全部を公開すべきである。（平成3年3月27日京都地裁平成2年（行ウ）第4号公文書非公開決定処分取消請求事件判決を引用し、同判決に示された見解に従うべきであるとする。）

カ 条例7条1項2号（法人情報）該当性について

実施機関は、本件調査には「将来的な土地利用計画に関する意向など特定企業の経営方針に関する記載があり、これらを公開することは当該法人の事業活動上の利益を害することが明らかである。」としているが、「利益を害すること明らか」とは、開示されることによって当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すること、すなわち、法人の事業活動、事業運営、名誉、社会的評価、社会活動の自由等を阻害することが客観的に明らかでなければならないと解すべきであり、本件非公開はこれに該当しないものである。（平成6年5月25日宇都宮地裁平成2年（行ウ）第9号公文書開示決定処分取消請求事件判決を引用）

キ 条例7条1項3号ウ（協力関係情報）該当性について

実施機関は「理由説明書」で「国等の機関から提供を受けた構想段階にある情報」が含まれているので、公開は「信頼・協力関係を著しく損なう」と判断しているが、国等とは平等・対等の関係が保たれるべきものであって、国等を上位に置くことは許されない。単に国等から提供を受けたものであるだけでは非公開理由にはあたらないものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張によれば、本件文書にいう調査とは、川崎縦貫道2期計画の円滑な推進を図るため、「川崎縦貫道路計画調整協議会」（以下「協議会」という。）において、上部空間利用整備計画を調整検討するための基

礎的資料を作成するために実施された。平成5年度の調査検討内容につき、事務局を務める川崎市が財団法人計量計画研究所に作成させたものが本文書である。

「協議会」は、関係機関である建設省関東地方建設局、神奈川県、日本道路公団、首都高速道路公団、川崎市の5機関により構成され、縦貫道に関する計画調整を行って事業の円滑な推進に資することを目的として設置されたものであり、次の調整を行うものである。

- (1) 川崎縦貫道路が当該地域及びより広域的観点からみて、最適な計画及び構造となるように、位置、道路構造等について、調整を行う。
- (2) 川崎縦貫道路計画決定までに必要な事項について、調整を行う。
- (3) その他、協議会の目的を達成するのに必要な事項について、調整を行う。

実施機関の非公開理由は、各非公開部分が、

- (1) 計画策定の検討過程にあり適正な意思決定に著しい支障が生ずる。
- (2) 特定法人の事業に関する情報であり当該法人の活動利益を害する。
- (3) 国等の機関との協力関係を著しく損なう。

のいずれかに該当する、というものである。

- (1) 意思決定過程情報(条例7条1項3号ア)

6頁ないし14頁、17頁ないし20頁、30頁ないし32頁、36頁ないし38頁、42頁、45頁、48頁ないし53頁については全部が、3頁、4頁、15頁、16頁、21頁ないし29頁、33頁ないし35頁、44頁、54頁、55頁、57頁については一部が、意思決定過程情報として非公開とせざるをえない。

上記非公開部分は、意思決定の過程にある不確実、未成熟な情報であり、公開することにより、無用の誤解に基づく混乱を生じ、「協議会」における適正な意思決定のための協議が停滞したり困難になるなど、著しい支障を生じる。

不確実、未成熟な情報である点について、実施機関は次のとおり主張した。本調査に基づく事業計画は、今後さまざまな段階での意思決定を経ていくことになるが、現在は、地元の諸条件の中で考えられる試案を作成し、その試案に関する期待される効果や制度上・実施上の問題点について、関係機関相互間で自由な意見や提案による検討・調整を行っているものであり、今後の全体のプロセスの中ではごく初期の段階にあり、今後住民に提示して、事業実施を前提に成案化していくまでには、何段階ものプロセスを経ることが必要となる。

- ア 整備試案の作成と問題点の抽出 = 現段階
- イ 各試案についての比較検討 = 現段階
- ウ 実現性ある案の絞り込み
- エ 整備メニューとしての確定
- オ 想定される事業手法に関する関係機関調整
- カ 縦貫道路事業とのスケジュール調整
- キ 住民への提示
- ク 計画の修正、成案化
- ケ 事業化に向けての法手続き
- コ 事業着手

上部空間利用整備計画の調査は平成3年から現在にいたるまで毎年続行されており、本件文書は平成5年度の成果をまとめたものに過ぎず、前記「キ 住民への提示」の段階の前の、不確かかつ未成熟な情報である。

意思決定上の支障について、実施機関は次のように主張する。

本件文書中、前記部分は、土地の権利関係の調整を伴うものであるため、関係する住民にとっては生活基盤に関係する重大な問題であり、現時点で公開した場合、不確実な試案であることをできる限り説明したとしても、記載されている内容が一人歩きし、基本的に行政が実行したいと考えている案だと誤解される危険性が極めて高い。

その場合には、無用な誤解に基づいた多くの反応が各方面から出され、釈明に追われる混乱状態が長期間続き、「協議会」における適正な意思決定のための協議が停滞したり困難になるなど、著しい支障が生じることが確実である。

(2) 法人情報（条例7条1項2号）

7頁ないし14頁、17頁ないし20頁、30頁ないし32頁、36頁ないし38頁、48頁ないし53頁につき全部が、1頁、4頁、15頁、16頁、21頁ないし29頁、34頁、35頁、54頁につき一部は、公開されれば法人の活動利益を害する情報であり、公開できない。

これらは縦貫道又は出入路、インターチェンジ予定地に位置する企業から聴取した、移転又は残留の意向及び、支障規模に関する情報及び、計画案の内容に記載されている企業名等である。

これらは当該法人の経営方針に関する内部情報であり、公開すれば事業競争上の不利益を受けることが予測されるほか、企業の内部管理の面でも困難な事態を招く可能性が強く、明らかに当該法人の活動利益を害するものと認められる。

(3) 協力関係情報（条例7条1項3号ウ）

42頁は全部が、44頁は一部が、公開されれば、国等との協力関係を著しく損なうために、公開できない。

これらの情報は、市の依頼により、信頼関係に基づいて首都高速道路公団の内部検討資料の提供を受けたものであり、公開することによって当該団体との協力関係を著しく損なうとともに、今後の資料収集が困難となって適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがある。

5 審査会の判断

(1) 「本件文書」について

ア 「縦貫道」は、東京湾横断道路の浮島側から東名高速道路を結ぶ全長22.8キロメートルの自動車専用道路として計画され、このうちすでに1期区間（国道15号から東京湾横断道路までの全長7.9キロメートル）については平成2年に都市計画の決定がなされ、現在事業中である。

残る2期区間（国道15号から東名高速道路までの約14.4キロメートル）についても現在計画中であるが、ルート及び構造の基本的な構想はすでに実施機関から公表されている。（川崎市土木局広域交通対策室（当時）から発行されている「川崎縦貫道路（期）計画」と題するパンフレットには、縦貫道の位置ばかりでなく、各出入路やインターチェンジの位置及び構造を、地図上に示したものが公表されている。）それによれば、市内主要道路である 国道409号（川崎本町出入路） 東西道路（塚越出入路） 南北道路（新川崎出入路） 東京丸子横浜線（小杉出入路） 第3京浜道路、及び国道409号（高津インタ

ーチェンジ、及び高津出入路) 国道246号(溝口出入路) 東名高速道路、及び小杉菅線(宿河原インターチェンジ、及び宿河原出入路)と各接続するルートを取っており、構造については、一部堀割構造の部分もあるが、その大部分は地下構造となっている。

イ 「協議会」は、昭和60年12月に5つの関係機関(国(建設省) 神奈川県、川崎市、日本道路公団、首都高速道路公団)によって組織された。「協議会」には、相互の密接な連絡調整と会の円滑な運営を図るため、「幹事会」がおかれ、協議会の審議に必要な各種調査、資料の作成その他の事務を行うものとされた(「協議会」規約6条)。その後、昭和61年9月に周辺地区の整備計画を調査検討する目的で「専門委員会」が設置され、調査結果は、適宜、「協議会」に報告するものとされた(同委員会設置要綱5条)。

「協議会」に報告するための文書は、平成3年度から現在にいたるまで毎年作成されており、本件文書は、事務局を務める川崎市が平成5年度の調査検討段階の内容を資料として財団法人計量計画研修所に作成させたものである。

本件文書の内容は、縦貫道2期区間のうち、上部空間について計画的な対応が必要とされる3地区(塚越ランプ周辺地区、小杉ランプ地区、高津ICランプ地区)を選定し、それらの地区毎に、事業推進上の問題、課題を整理し、その問題や課題に対応し、かつ、関係機関との調整を図りながら、また、幾通りかの上部空間利用整備計画の試案を立案し、立案したそれらの試案毎に問題点や課題を整理したものである。

(2) 条例7条1項3号ア(意思決定過程情報)該当性について

本件文書は、前述のとおり、「協議会」における調整検討のための資料であり、かつ、その後も平成6年度、7年度と調査が続行されているものであることが認められる。

実施機関が意思決定過程情報として条例7条1項3号アに該当するとしているものの中には、支障規模等の今後変更の可能性のある数値を示したものがある。

これらの情報は、不確実な試案の段階にあるものであり、意思決定過程における未成熟な情報である。

実施機関は、これらの非公開部分を公開することにより、「協議会」における前記意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあると主張しており、この点につき検討すると、たしかに、現段階でこれらの部分が公開されれば、最終的には未だどのような計画になるか全く不確実な試案に基づき、基本的に行政が実行しようとしている案だと誤解され、土地の権利関係の調整を伴うものであるだけに、重大かつ無用の混乱を生じる危険性がある部分が存在し、「協議会」の運営が困難となる支障を生じることが否めない。

ただし、何について記載された頁の内容が非公開とされたかについては、市民には知る権利があると考えられるので、実施機関が一頁全体について非公開とした頁につき、表題、地区名、凡例、頁数については公開すべきであると判断した。

また、実施機関が当該頁全体を非公開とすべきであったもののうち、複数のメニューを検討中であることが明らかであるものについては、行政が遂行しようとしている確定案であるとの誤解による無用の混乱を生じるとの実施機関の危惧には、根拠がない。この場合は、知る権利に対比するときに重視すべき程の支障が生じるとは考えられない。

さらに、21頁、22頁、24頁、26頁、28頁、29頁、30頁、31頁、32頁に度々現れるJR東海道貨物線新駅構想のように、かつて構想として検討されたが、検討過程で実現可能性が減じたものも存在する。その公開に実施機関は消極的であるが、この構想のように、検討過程を表すが、検討の成果を表すものではないものも、必ずしも無用の混乱を生じるものとはいえない。かえって、どのような検討をしてい

るか不透明であることの方が、混乱を生じ易いともいえる。

意思決定過程に関する情報についても、上記構想のように一定の抽象性を持ち、直ちに住民の動揺を招く危険があるとはいえないものに関しては、公開すべきである。既に公表されたランプの位置に関連した、複数の上部空間の利用方法の選択肢が検討されている頁が多いため、本審査会諮問第36号の周辺地区整備計画に比べ、意思決定過程情報として、無用の混乱を引き起こす危険性の高い頁は少ないと判断した。川崎市が平成7年11月に作り公表した「行財政改革の推進に向けた基本方針」の中でも、「情報の共有化による市民と行政の合意形成」が重要である旨の指摘がなされており、次のように述べている。

「『あれかこれか』の施策選択の時代においては、どのような根拠やビジョンのもとに施策決定の総合的判断がされたかを明らかにし、市民の納得と合意を得るよう務めなければならない。このため、これからは市民ニーズの把握や、施策に関する行財政データ等の情報についての積極的な提供・公開が一層重要となってくる。

さらに、市民ニーズの多様化に対して、多様な選択ができるよう、施策のメニュー化を図り、それらの情報を市民に十分提供することにより、選択する市民の納得性を得ることも重要である。」

これまでのように、若干の修正の余地のみ残して、ほぼ決定した段階で住民への提示を行うという手法を前提とするならば、不確定案を公開することは無用の混乱を生じ、意思決定に支障を生じるとの考え方に直結すると考えられるが、意思決定過程それ自体に対する市民の納得を得る工夫としては、それでは不十分となってきた一方、市民の側は、メニュー化された施策の選択の過程、施策決定の総合的判断の過程を知っても無用の混乱を生じず、かえって決定過程に新たな智慧を持って参加する程までに成長していく過程の中にあると考えられる。

なお、本件文書のうち、意思決定過程情報の時限秘切れがいつであるか、すなわち、いつを以て意思決定ありといえるかについては、実施機関に対して本審査会が質問したが、「計画の最終的な確定前に予定される住民への提示の時」という程度であった。また、その際には本件文書中の意思決定過程情報であることを理由として非公開となった情報がすべて時限秘切れとなるのか、部分的であるのかについても、ついに、はっきりした回答は得られなかった。

当審査会における慎重な検討の中で、不確定案であるにもかかわらず公文書として流布されることによる誤解を可及的に避ける工夫として、「不確定案」ないし「複数ある不確定案のうちの一例」と付記して公開すべき部分が存在する旨の意見が有力に主張された。しかし、審議の過程で、本件文書のうち上記の付記をしない部分につき、逆に確定案であるとの誤解を招くおそれがあることが指摘され、結果として、判断の結論として上記の付記をすとはしないこととした。

本文書の公開部分のうち大部分が、平成6年段階の（以後変動しうる）調査内容に過ぎず、不確定な段階であることは前述したとおりであるが、念のため、理由中に、繰り返し付記することとする。

公開を受ける市民の理性を信頼して、可及的に公開部分を拡大した本審査会の判断であるため、異議申立人としては確定案との誤解のもとに公開文書の一部が一人歩きをするような取り扱いは避け、本件公開公文書の意味につき誤解の生じない形での慎重な扱いをされることを望む。

(3) 条例7条1項2号（法人情報）該当性について

4頁、7頁、10頁のIMNQ、15頁、16頁等には個別企業名と、当該企業の企業意向が直接記載されている。

これらの情報は、実施機関の主張するとおり、当該法人の経営方針に関する内部情報であり、公開すれば

事業競争上の不利益を受けることが予測されるほか、企業の内部管理の面でも困難な事態を招く可能性が高く、明らかに当該法人の活動利益を害するものと判断されるため、当該部分は非公開とすることが妥当である。

上記に対し、既に「川崎市縦貫道（期）計画」と題する図面が川崎市土木局広域交通対策室（当時）により公表されており、その図と現況並びに公図、登記簿謄本を照合することにより、小杉ランプ（21頁以下）に顕著であるが明らかにランプ予定地にかかり、強い影響を受けそうな企業を含む付近の企業名やその客観的位置関係、現在の敷地面積は自ずと明らかであり、これらの企業名や現在の敷地面積は非公開とするまでもなく、公開すべきである。

また、企業の了解を得られるか否かを別として、本件文書作成者が企業敷地について複数の上部空間利用方法を検討している頁に関しては、本件文書作成者が企業の意向とは無関係に上部空間利用のいわばシミュレーションを試みているだけであって、法人情報には該当しないと判断される。したがって、企業意向及び再建の難易にふれる情報以外は公開とすべきである。一定の法人の敷地に関して、複数の上部空間利用を検討する内容は、明らかに当該法人の活動利益を害するものとはいえないからである。

(4) 条例7条1項3号ウ（協力関係情報）該当性について

42頁と44頁の図3-13（首都高速道路公団から入手した情報）に関して、実施機関は条例7条1項3号ウ（協力関係情報）に該当すると主張する。

しかし、本市公開条例7条1項3号ウは「市の機関と国等の機関との間の協議、依頼等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく損なうもの」と定めており、同条同項同号アにおいて「国等」とは（国又は地方公共団体をいう。以下この号において同じ。）とされている。「国等」に首都高速道路公団は該当しないとをえない。

従って、上記の頁に関して条例7条1項3号ウ（協力関係情報）には該当しない。

(5) 条例7条1項3号ア（意思決定過程情報のうち資料提供者との信頼関係を損なう等）該当性について

実施機関は42頁と44頁の首都高速道路公団からの情報に関して、同条ウの主張の他、ア（意思決定過程情報）の主張をしており、「市の機関と情報提供者との信頼関係に基づいて入手している情報のうち、以後の資料収集を確保するため非公開とする必要があるもの」に該当するものとして意思決定過程情報であるとの主張もしている。

この点について検討する。

42頁は、既に首都高速道路公団が作成済みの報告書からの引用が主であるとはいえ、同公団が浮島の施設に関して検討過程にあることを示す不確定案である、この点については、他の不確定数値と同様に表の中の数値を非公開とするならば、公開することによる著しい支障があるとは認められない。

44頁の図3-13はインターチェンジ出入交通量を示したものである。数値や解析方法につき、同公団は非公開扱いしていると実施機関は主張する。しかし、これらは公開することにより特別のノウハウが知れる等の競争上の不利益を生じるという類の情報というふうには思われない。本頁を公開することが、今後の市と首都高速道路公団との信頼関係を損ね、「以後の資料収集」に影響を与えるような性格の情報と言えるかどうかについて、本頁に関する実施機関からの説得力ある具体的説明を受けることができず、したがって、頁全体を非公開とすべきとの結論は導き出すことができなかつた。そこで、上記いずれについても、公開されることにより信頼関係を損ない、以後の意思決定過程に著しい支障を生じるとは認められない。